

可児市農業委員会第8回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年8月5日（金）午後1時30分から3時50分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、勝野 英俊、可児 勉、仙石 廣男
欠席委員	菱川 幸夫、杉本 隆久、可児すみ子
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美 産業振興課 中島 由起彦
議案	第43号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第44号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第45号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第47号 農業経営基盤強化促進基本構想の策定における協議について
議長	平成28年第8回 可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は、8番菱川幸夫委員、9番杉本隆久委員、15番可児すみ子委員の3名であり、只今の出席委員は、15名で、定足数に達しておりますので、これより、平成28年第8回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に、はいります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、16番勝野英俊委員、17番可児勉委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第43号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転3件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の久々利の方と、譲受人の久々利の方外1名との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。 土地の概要は、久々利字一丁田外1筆、地目は田で、面積は合計5,241㎡、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は9,594㎡となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字北之洞、地目は田で、面積は633㎡、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、今回、譲受人が耕作する西隣の申請地を取得し経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は4,675.28㎡となります。

受付番号3の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字山本、地目は畑で、面積は200㎡、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地の東側の隣接地で耕作しており、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は7,391.18㎡となります。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番久々利をお願いします。

仙石委員 受付番号1について、19番仙石が報告します。
譲渡人は入院中で耕作できないため、近隣で耕作している譲受人に所有権移転するという事です。今まで耕作されておりましたので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2番3番大森をお願いします。
議 員 受付番号2番3番について、6番續木が報告します。
受付番号2ですが、現地確認したところ、きれいに田おこしされており、今回の所有権移転には問題ないと思います。

続きまして受付番号3ですが、現在畑となっており、譲受人が耕作を続けるのには問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第2、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第44号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は4件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の坂戸の方が、個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字柿ノ木田外1筆、地目は、田と畑で、面積は合計621㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は水路と道路、南側は畑と申請人の宅地、北側は水路となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は南側の宅地と一体利用して2世帯同居の住宅を増築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅として利用していた箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に排水管を設置し西側水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号2の案件は、申請人の西帷子の方が、店舗併用住宅の敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、西帷子字廣里の一部外2筆、地目は、畑で、面積は合計1,102.27㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路と道路、西側は申請人の畑、南側は申請人の雑種地と山林、北側は申請人の畑と山林となっており、許可後10ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は、理容店店舗併用住宅敷地とするとのこととあります。なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は住宅敷地内のU字溝・排水管にて前面道路側溝に放流、上下水道は既設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地の廣里の残りの土地については、関連案件の5条申請受付番号9が同時提出されております。

受付番号3の案件は、申請人の下恵土の方が、倉庫及び進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中島の一部、地目は畑で、面積は167㎡、第一種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路と申請人の畑、南側は申請人の畑、北側は申請人の宅地となっており、倉庫及び進入路敷地としての申請です。

転用事由としまして、申請人は、北側宅地と一体利用して倉庫及び進入路敷地とするとのこととあります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに倉庫及び進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第一種住居地域であることから第3種農地と判断されます。一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

受付番号4の案件は、申請人の下恵土の方が、個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田の一部、地目は田で、面積は403㎡、第一種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路と申請人の田、南側は田と宅地、北側は畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は、長男の個人住宅を建築するとの計画であります。農地転用許可区分は、第一種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地の残りの土地については、関連案件の5条申請受付番号10が同時提出されております。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の、発言をお願いします。1番坂戸をお願いします。

吉田委員 受付番号1について、3番吉田が報告します。

現地確認したところ、許可を受けずに一部住宅が建ててあり始末書が出ています。今回は二世帯住宅を建築するというので申請が出ていますが、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2番西帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号2について、16番勝野が報告します。

現地につきましては、昭和50年頃から理容店店舗併用住宅を作り現在に至るということで始末書が添付されております。雨水につきましては市の排水路、上下水道は整備されており問題ないと思います。5条申請受付番号9が同時申請されたことから、この始末書の経緯に至ったと思われます。

議長 ご苦労さまでした。3番4番下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号3、4について、17番可児が報告します。

受付番号3ですが、先ほど事務局から説明がありましたが、昭和50年頃から倉庫及び進入路として利用しており始末書が添付されております。

続きまして受付番号4ですが、個人住宅を建築するという申請ですが、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転

を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第 45 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 7 件、使用貸借権の設定 3 件、賃貸借権の設定 2 件、合計 12 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、貸渡人の広見の方と、借受人の広見の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字田白外 2 筆、地目は畑、地積は、合計 174 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は宅地、南側は貸渡人の宅地、北側は畑と宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人は貸渡人の宅地と一体利用して個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんしていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内の排水管により貸渡人の宅地の西側の前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、賃貸人の中恵土の方外 3 名と、賃借人の東京都台東区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が貸し店舗を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎外 7 筆、地目は畑、地積は、合計 12,890 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東・西・南・北側は道路に囲まれ、一団を南北に分ける形で東西に愛知用水公団敷地が通っており、許可後、平成 29 年 4 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人は愛知用水公団敷地の一部を一体利用し、飲食店、スーパー、衣料店を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、街区面積に占める宅地面積が 40%以上となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は愛知用水公団敷地南側で敷地内の側溝や暗渠管で集水し放流先の排水能力に合わせ雨水調整のある東側の調整池を設け適正な口径の放流管にて南側前面道路側溝に放流、愛知用水公団敷地北側で敷地内の側溝や暗渠管で集水し放流先の排水能力に合わせ適正な口径の放流管にて西側前面道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 の案件は、賃貸人の柿田の方外 1 名と、賃借人の東京都品川区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が店舗を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字細池外 1 筆、地目は田、地積は、合計 1,543 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は賃貸人の田、西側・南側と北側は道路沿いの水路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人はコンビニエンスストアを建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北側の水路へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、この件については、平成27年3月農業委員会総会で審議し、平成27年5月20日で5条許可を前事業者が受けましたが、その後、撤退することとなり、平成28年6月29日知事より農地法第5条許可後の取消についての通知があったもので、今回、事業者が替り、申請が出されました。このことについては、市長より農用地区域除外申出の目的変更に係る報告が平成28年7月25日受理決定した報告がありました。

受付番号4の案件は、譲渡人の矢戸の方と、譲受人の今の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字下之洞外7筆、地目は畑と田、地積は、合計1,621㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は譲受人の宅地、南側は雑種地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は上水道資材・残土・碎石・重機置場、作業員駐車場及び進入路とするとのことであります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに住宅用敷地として利用していた箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所（春里連絡所）まで540mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透及び南側の前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、隣地の同意がとられてなく、被害防除措置が図面等により明示されています。

このことは、お手元の資料、平成8年6月25日付け農林水産省から県への通知の「農地転用関係事務処理の迅速化及び簡素化等について」の下から3段の「転用許可申請等に添付義務のない隣接者の同意書等の一律添付を求めているところがみられる。このようなことは申請者に過分の負担を課するものであるので、提出を求めることのないよう指導の徹底を図ること」と記されてあります。

農地事務の手引きの問答集では「この通知により隣地承諾書の添付は不要とされた。したがって、隣地承諾書が添付されていないことで申請の受付を拒否することはできない。ただし、転用によって生じる周辺農業への被害防除措置が図面等により明示されている必要がある。」と記されてあることから説明しました。

隣地の同意書につきましては、境界での工事における立ち入りや今後の双方の生活に係ることから良好な関係になるよう考えから、通知のとおり同意書を必要としませんが、引き続き、努力目標として同意書を提出していただくようお願いいたしますので、委員の皆様、ご承知いただくようよろしくお願いいたします。

受付番号5の案件は、譲渡人の三重県亀山市の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、地積は、346㎡、第1種住居地域内の農地で、

申請地の東側と北側は道路、西側は宅地と雑種地、南側は雑種地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は2区画の分譲住宅敷地とする計画であります。なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに埋立、駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号6の案件は、譲渡人の愛知県半田市の方外1名と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が近接する個人住宅の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字堀口、地目は畑、地積は、50㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は譲渡人の畑、南側は道路、北側は畑となっており、駐車場敷地としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の自宅は申請地の東側に隣接しており車2台の駐車場敷地とするとのこととあります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地西側の譲渡人の土地については、関連案件の5条申請受付番号7が同時提出されております。

受付番号7の案件は、譲渡人の愛知県半田市の方外1名と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が北側に隣接する農地での作業時の駐車場及び通路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字堀口、地目は畑、地積は、197㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と西側は譲渡人の畑、南側は道路、北側は譲受人の畑となっており、農作業時の駐車場及び通路敷地としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は北側に隣接する農地での作業時の駐車場及び通路敷地とするとのこととあります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地の東側と西側の譲渡人の土地については、関連案件の5条申請受付番号8と6が同時提出されております。

受付番号8の案件は、譲渡人の愛知県半田市の方外1名と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が北側に隣接する農地での作業時の駐車場及び通路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字堀口、地目は畑、地積は、184 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は地目宅地で通路になっており、南側は道路、北側は譲受人の畑となっており、農作業時の駐車場及び通路敷地としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は北側に隣接する農地での作業時の駐車場及び通路敷地とするとのこととあります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、申請地の東側の譲渡人の土地については、関連案件の5条申請受付番号7が同時提出されております。

受付番号9の案件は、貸渡人の西帷子の方と、借受人の美濃加茂市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。土地の概要は、西帷子字廣里の一部、地目は、畑で、面積は596.03 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑、西側と南側は貸渡人の雑種地、北側は貸渡人の山林となっており、許可後10ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人は南側の貸渡人の雑種地と一体利用して個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、申請地の残りの土地については、関連案件の4条申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号10の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の名古屋市西区の方との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田の一部、地目は田、地積は、298 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は譲渡人の田、西側は道路、北側は畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、申請地の残りの土地については、関連案件の4条申請受付番号4が同時提出されております。

受付番号11の案件は、貸渡人の下恵土の方と、借受人の愛知県額田郡幸田町の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅の建築をするため転用許可を求め

るものです。

土地の概要は、徳野南一丁目、地目は畑、地積は、481 m²、第2種中高層住居専用地域内の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は畑、南側は公園と墓地となっており、許可後平成29年3月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人は、個人住宅の建築をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号12の案件は、譲渡人の川合の方と、譲受人の川合の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が工場兼事務所を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字寺田外1筆、地目は畑、地積は、合計2,387 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は水路、西側は道路及び道路沿いの水路、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は、ゴム・プラスチック研究開発工場兼事務所を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝及び水路に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について、5番可児が報告します。
親の所有地に子が一般個人住宅を建築するというので、問題ないと思います。

議長 山田委員 ご苦労さまでした。2番中恵土をお願いします。
受付番号2について、7番山田が報告します。
雨水排水は東西南北に既設の側溝があり、農業用水への影響は心配ないと思います。

議長 渡邊委員 ご苦労さまでした。3番柿田をお願いします。
受付番号3について、14番渡邊が報告します。
昨年、前事業者が許可を受けましたが、今年6月に取消して再度申請されたところです。事業者が変更になったということです。雨水排水につきましては、土地改良排水に放流、上下水道につきましては既存の埋設管に接続、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 生田委員 ご苦労さまでした。4番矢戸をお願いします。
受付番号4について、2番生田が報告します。

許可を受けずに住宅用敷地として利用していた箇所があり、始末書が添付されていません。譲渡人は住宅を取り壊して一体利用して、譲受人に渡すということです。隣地の同意書は取ってありませんが、この件につきましては、事務局の方から説明がありましたとおりです。譲受人は進入路、残土・碎石・重機置場等、計画されております。

排水は南の道路側溝へ、民家の方については盛土で土砂の流出防止をされるということですので、いろんな面で隣地につきましてはうまく行くと思います。

議 長
堀 井 委 員

ご苦労さまでした。5番土田お願いします。

受付番号5について、11番堀井が報告します。

転用目的は宅地分譲2区画の計画です。始末書が添付されております。雨水排水は道路側溝へ、上下水道は接続不要になります。問題ないと思います。

議 長
井 藤 委 員

ご苦労さまでした。6番7番8番土田お願いします。

10番井藤が報告します。

6番7番8番が隣接しておりますので、同時に報告します。

隣地の同意書は出ております。駐車場にするということですが舗装はしないということで、雨水排水は自然浸透、6番のみが駐車場専用、7番8番については農業用駐車場と農地への進入路ということで申請が出ております。農業用水への影響はないと思われ

議 長
勝 野 委 員

ご苦労さまでした。9番西帷子お願いします。

受付番号9について、16番勝野が報告します。

子が親の土地を借りて個人住宅を建築するという申請です。道路側溝も上下水道も整備されておりますので、農業用水への影響はないと思います。

議 長
可 児 (勉) 委 員

ご苦労さまでした。10番下恵土11番徳野南お願いします。

受付番号10番11番について、17番可児が報告します。

10番は個人住宅を建築するという申請です。

11番ですが、この辺一带は区画整理されて順次住宅が建っているところです。今回、畑を転用して個人住宅を建築にするという申請ですが、問題ないと思います。

議 長
大 澤 委 員

ご苦労さまでした。12番川合お願いします。

受付番号12について、12番大澤が報告します。

この土地は以前パチンコ屋の駐車場として転用許可され造成されたところです。それ以後パチンコ屋がどかれまして、駐車場を持っていると固定資産がものすごく掛かるということで、独自で土を入れられ畑に戻されて、現在畑として使用して見えます。そうした中で隣の方から工場用地として分けていただきたいということから再度転用許可の申請が出されました。この近郊には農地はひとつもありません。今回の転用につきましては、特に問題ないと思います。

議 長
大 澤 委 員

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

2番のことでお尋ねいたします。非常に大きな土地で、開発関係も絡んでくると思います。真ん中を走っているのが、松野用水だと思います。可児土地改良区が管理している土地だと思います。この場合、土地改良区の同意、意見はなしになっておりますが、開発関係の中で、意見を言うということで、転用に関しては、この場合はとっていないということでしょうか。

議 長

事務局、説明をお願いします。

事務局 開発の関係で、建築指導課から意見を求めておりまして、土地改良区からも意見が出ております。土地改良区からの意見は、境界分について工事施工後確実に復旧してください。水路専用部分以外の愛知用水隣接地の構造図を提出してくださいということで意見がだされております。また、今後協議がなされていくと思いますが、開発の方の協議において土地改良区から意見が提出されているという状況です。

議長 ありがとうございます。大澤委員よろしいでしょうか。

大澤委員 開発の方で、意見が出されているということであればそれで結構です。もうひとつ4番についてお尋ねします。開発といいますか、残土とかの関係ですが、隣地の方に同意の判をもらいに行ったのだけれど、なかなかいい返事がもらえなくて、同意が必ずしも必要ではないので、やむを得ず今回は許可をしましょうかという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 これにつきましては、先ほど言いました、国から県に通知が出されております「地転用関係事務処理の迅速化及び簡素化等について」ということについて業者が知っており、あえて取っていないということでした。

大澤委員 ことはですね、隣地の判は頭からもらいに行っていないということですね。

事務局 そうです。

大澤委員 ということは、隣地がいいとか悪いとか言っていないのに対して、私たちはどう判断したらいいのか。できたら取ってきていただいて、農業委員会としては無難に収めて欲しいと思うのですが、私としては。まず、行ってどうしてもくれないのか、こういう理由でくれないのか、これだけ努力してもくれないのかという、きちっと壁はやりますとか、境界から30cm下がってやりますとか、言ってもくれないのか、全く行く気がないことに対して、国も取らなくていいという指導もあるので、ということになると今まで農業委員会がやられたなかで、隣地の判断ということは一切なくてもできますよということ、認めてしまうことになるのですが、私は、地元委員としては、もらって欲しいなと思いませんか。どうでしょうか。

議長 事務局、分かりますか。

事務局 はい。説明させていただいたように境界においては工事される際には、隣地の土地に入る事もありますので、今後付き合っていくうえで、同意は取っていただいたほうが、スムーズに生活できるというふうに思っております、同意はいただくよう進めていこうと思っております。

議長 はい、分かりました。

大澤委員 今後は、同意を取っていくということですね。今回の場合は、皆さんどうしますか。地元の委員さんは、このまま通してもいいというお考えでしたら、私は反対しませんけど。よろしいでしょうか。

議長 地元委員の答弁をお願いします。

生田委員 現地確認したなかで、同意書は大事だと思います。というのも新しく来られるかたは、家も含めて一体利用して買われる中で、ダンプカーとかショベルカーとか大型の機械とかも持ち込まれて、斜面もあり盛土をされるということですが、残土を持ってきたりするので、ダンプで運ばれるとほこりが出ることもあると思うので、これからのことを考えると、できることなら同意は必要だと思います。

議長 小池委員、どうぞ。

小池委員 隣地の同意の関係ですが、事務局から説明があったように隣地の同意があればスムー

ズに行くと考えられますが、この案件は土地利用計画図によると、隣地の農地に雨水、土砂等の流入のないような措置を取るという計画図になっておりまして、こういうことを承知してやっている業者さんですので、ここでどうしても隣地の同意がなければ県に進達できないという結論をだすとすると、それなりの覚悟をしないとイケないと思います。私は、やむを得ないと思います。

議 長 事務局、もう一度お願いします。
事 務 局 国から県に通知があり、隣地の同意は必ずしも必要としないということですので、強制ではないので、拒否されればやむを得ないですし、裁判をすれば負けてしまいますが、今後もスムーズに生活していくうえで、お願いということで今までどおり進めたいと思います。

議 長 ありがとうございます。大澤委員、どうぞ。
大 澤 委 員 農業委員会としては、今までは必ず隣地の判は取ってくださいねということで進めてきていますが、法律では必ずしも隣地の判を必要とはしないということですね。ですからこのかたは、法的に取ってこいと言っていないやないかということでもえにでてきてみえます。ですが、隣同士うまくいくためには取ってきてくださいねというのが理想ですが、それをされないということであればやむを得ない。裁判すれば法律が勝ちますから、隣地の判がなくても許可するのが正しいということになって負けると思います。ただ、反対に市にお聞きしますが、この土地を一体で利用すると1,621㎡になりますが、そうすると1,000㎡超えまして、ある程度の開発の中での指導はできますか。

事 務 局 開発の関係ですが、今回建物が建たないということですので、開発協議には入ってないです。

議 長 大澤委員、どうぞ。
大 澤 委 員 建物が建たなければ、そのエリアをたとえば1haでも処理置場で持ってきて、ほこりがたとうが何しようが、そのへんはほかのかたちで指導できると思いますが、粉塵とか騒音とかは、やったあとに指導されるだけです。そういう問題がおきたときは、ですから、おたくが来て資材置場にして、こんなにたくさん積んで、雨水が出て土砂が流れ出たときに指導ができるのみで、現時点ではやむを得ないということしですね。

議 長 はい、どうぞ。
局 開発の件もでてきたので、再整理させていただきます。
市の開発指導というのは、法律根拠は基本的にないです。
市がある程度の何か土地利用の変更をしたいときに、いろんな問題が起きるといけな
いから、法律の適用があるなしに関わらず、市と協議しようというのが、開発指導
という制度です。

その中で、基本は1,000㎡以上で、土地の利用の変更があったり、建築物を建てたり
というときに協議をしようという制度になっております。

それ以外に、開発指導の有無に関わらず、個別の法律があるので、個別の法律があれば、
その中で業者とのいろんな、たとえば、今回農地転用ですと農地転用の申請書が出てくる
ので、その中でやれる事やれない事を、担当部署でやってくださいという二段階
でやっていると理解してください。

今回の場合は、1,000㎡を超えているので、建物が建てば開発指導があるので、やり
方が決めています。

その中で隣接の同意については、同意書を求めるという制度にはしておりません。

同意書になると必ず印鑑を押すということとか署名をするという話になりますので、相手が非常に抵抗されるということがあります。

その代わり、事業を進める以上、必ず隣の人に声をかけ、どういうことをやるのか説明しなきゃいけないでしょというのが、一般常識論としてあるだろうということで、今は印鑑をもらう代わりに、説明経過報告書を添付させてもらっています。

説明経過報告書を添付していただくことで、相手の意思が行政に伝わるような仕組みにさせてもらっています。

そういうことに変えてやってきたのとプラスして、農地転用については印鑑をいただくという隣地の同意制度が残してありましたので、これはあくまでも任意のものです。農地転用上は印鑑をもらう仕組みにしてありました。

たまたま今回は市の独自の制度には対象にならなかったもので、農地転用上どうするかという話だけが残ってきて、相手も印鑑をもらう必要がないだろうということで印鑑をもらいに行かなかったというところで止まっています。

そこで、印鑑をもらうという制度を残すのか、ここで考えないといけないのかというのが、今の段階ですけど、一番楽なのは印鑑をもらってくるということでひとつの区切りがつかますが、国が相手方に要求してはいけませんよという指導なので、この場では、すぐに結論がだせないという部分もありますので、この件については、法律上ここで意見をつけて県に出しても、問題点さえなければ、隣地が同意する、しないに関係なく許可がおりる可能性が高いので、その点については、皆さんの共通理解をいただくというのがひとつで、今後、可児市の農業委員会が4条、5条の転用をするときに、隣接の人の印鑑をもらう必要があるのかというのは、事務局サイドの話はさせていただいておりますが、小池委員からも、そもそも法律的にやる必要がないのならだめじゃないのという意見もいただいておりますので、事務局の方で再整理させていただき、今後のことは別途相談させていただければなということで、今、行政のほうがどんな対応をしているかと、今の宅地開発の指導と個別法の話はさせていただきました。

怖いのは、面積がどんなに大きくても何も無いのかということになると、開発指導上は、1ha以上であれば、建物が建たなくても宅地開発の協議はすることにはなっております。ただ、その中にほぼ1ha以上ですと個別法がかかります。たとえば、農地転用がかからなくても、山であれば森林法、それ以外に土だけ取るという砂利採取法がかかります。いろんな制度がありますので、その中で協議をして必要なことを相手に求めていくということになりますので、それが無い場合もたまにありますが、ほぼ何か制度の中で協議をする仕組みにはなっております。

議長 局長、ありがとうございます。4番はどうしますか。小池委員どうぞ。

小池委員 事務局にお聞きしますが、隣地の同意が必要とは言われないかもしれませんが、隣地の同意をとっていただけますかと業者さんに言われましたか。

事務局 はい、隣地同意書の話をしたところ、国からの通達のことを言われました。相手は承知でやっています。

小池委員 そういうことを承知して、5条許可申請している譲受人ですので、農地法上の支障がないならば、隣地の同意がないという意見を付けて進達するのはどうかと思います。

議長 事務局、どうですか。

事務局 県も、隣地同意書についてはあまり重視していないです。それよりも、防除の対策がなされているかということをも重視していて、県も隣地同意書は求めていません。ですの

で、同意書はついていませんということで、県に進達しても意味がありません。

議長 大澤委員 はい、分かりました。大澤委員、どうぞ。

大澤委員 法的にはなくていいということなので、それに従うとして、一番は地元に対してトラブルをおこさないためですが、農業委員会に対して計画平面図は見せていただけますか。

議長 事務局 事務局、お願いします。

議長 大澤委員 はい、計画平面図はお見せできます。

大澤委員 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 その図面を見て、まわりに迷惑がかからないようやっていただけるということを把握して、農業委員会が許可を出しましたよという何かひとつワンクッション置きますか、それとも法的には負けてしまうので、通してしまいませんか。農業委員として図面を見せてもらい、やむを得ないということで、許可するというにしておくか、相手も勉強していて、同意書がなくても通るだろうと押し切ってくるので、そのまま通してしまうか、どちらかだと思います。

議長 小池委員 小池委員、どうぞ。

小池委員 先ほども発言しましたが、地元委員には土地計画図というしっかりしたものを見せていただいております。それを、各委員にお配りすることはできないですか。

議長 大澤委員 はい、どうぞ。

大澤委員 先ほど言いましたように、地元の委員が見てみえて、大丈夫であればこのまま通してください。

議長 小池委員 分かりました。小池委員どうぞ。

小池委員 いろいろ心配事がありますが、農地利用上の問題については、この計画図で問題ないと思います。ただ、騒音だとか防塵の問題にあたると、この土地利用計画図だけでは、不足すると思います。ですからそのあたりの通常、私の今までの経験ですと、ある程度の開発をする場合は、地元自治会へこんな計画をしていますという、計画説明されるのが通常だったと思いますが、先ほど事務局長がおっしゃたように、説明経過報告書が必要な場合と必要でない場合が案件によってはあると思いますが、農業委員会として、騒音だとかごみについて皆さんの判断として配慮が必要であるということであれば、その旨、業者さんにお話ししないといけないのかなと思います。

議長 井藤委員 はい、分かりました。井藤委員どうぞ。

井藤委員 今、お聞きしていると農業委員の役割がどこまで権限があるかということにつきると思います。そこで、県も国も同意書はなくてもよろしいと言う事で、もしかしてそれが、騒音とか粉塵だとか道路の悪化とかいろいろな要素があると思いますが、そこまで農業委員がつっこめる権限があるかないか。ないのできつと、国もだめですよ、裁判やっても負けますよと私は解釈しております。勝ち目のないことをやっても、農業委員は何をやっているのだ、もっと勉強してこいという話になりますので、その点も配慮して、協議した方がいいと思います。

議長 事務局 はい、分かりました。ありがとうございました。事務局、どうぞ。

事務局 事務局からの提案ですが、今回の件につきましては、県も国も言葉は悪いですが、無駄なものは取るなということなので、地元委員も現地確認していただいて、今回この席で特に支障ないというご意見をいただきましたので、この件につきましては、このまま県に進達していただいて、先ほど局長も言いましたが、同意書に代わるもの、代わる方

法を事務局で検討させていただいて、次の総会で提案させていただくということで、今回、この件につきましては、県に進達するということがいかがでしょうか。

議 事 局 長 受付番号4については、県に進達するということがいいですか。事務局、どうぞ。

議 大 澤 委 員 長 事務局からの提案ですので、委員の皆さんにご了承、ご了解をいただきたいと思ます。進達するということがあれば、皆さんにご承認をいただきたいと思ます。

議 長 大澤委員、どうぞ。

議 長 地元委員から問題ないとうことでしたので、異議なしで通していただいいていいと思ます。

議 長 はい、分かりました。そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第4、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 「これから午後3時15分まで暫時休憩とします」

議 長 「これより審議を再開します」

議 長 日程第5、議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

議 事 局 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 事 局 長 議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

議 事 局 長 今回の利用権の設定内容は、使用貸借16件、23,014㎡、賃貸借1件、663㎡、新規設定12件、17,370㎡、再設定5件、6,307㎡、合計17件、23,677㎡の集積となります。

議 事 局 長 受付番号1から7までは、借人が同じですのでまとめて説明します。

議 事 局 長 貸人の塩の方外6名と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定です。

議 事 局 長 土地の概要は、塩字山田外5筆、地目は田、面積は合計6,771㎡、新規設定で、平成34年までの6年間、同じく今字上屋敷、地目は田、面積は422㎡、再設定で、平成34年までの6年間、同じく久々利字八幡前、地目は田、面積は2,010㎡、再設定で、平成31年までの3年間、利用集積を図るものです。

議 事 局 長 受付番号8から14までは、借人が同じですのでまとめて説明します。

議 事 局 長 貸人の御嵩町伏見の方外6名と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。

議 事 局 長 土地の概要は、石森字五反田外1筆、地目は田、面積は合計2,940㎡、再設定で、平成34年までの6年間、同じく渕之上字上流外6筆、地目は田、面積は合計9,638㎡、新規設定で、平成34年までの6年間、利用集積を図るものです。

議 事 局 長 受付番号15の案件は、貸人の美濃加茂市の方と借人の羽崎の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字田中、地目は田、面積は 935 m²、再設定で、平成 30 年までの 2 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 16 の案件は、貸人の今の方と借人の今の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、今字立野外 2 筆、地目は畑、面積は合計 298 m²、新規設定で、平成 37 年までの 9 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 17 の案件は、貸人の土田の方と借人の土田の方との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は 663 m²、新規設定で、平成 33 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

小池委員、どうぞ。

小池委員 使用貸借期間がそれぞれありますが、これはお互いの契約で何年でもできるのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

本人同士の契約で何年でもできます。

議長 ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 5、議案第 46 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 日程第 6、議案第 47 号、「農業経営基盤強化促進基本構想の策定における協議について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 47 号、農業経営基盤強化促進基本構想の策定における協議についての内容を産業振興課 中島から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

今回、基本構想で四つの点を変更する予定にしております。

一つ目が、農業経営基盤の強化の促進に関する目標というところで、26 年度に作っておりますものを、現状に合わせて記述を修正しております。

加えて新規就農者への支援について追記をしているという形になっております。

二つ目は、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標とございますが、こちらにつきましては、県の基本方針に即しまして、水稻について今まで水稻ということで表の中に記載していた部分を、主食用稲と非主食用稲に細分化しております。

これが、個別経営体のものと組織経営体、そのほかにも新規就農者の経営指標につき

ましても細分化をして記載をしていることが変更点になります。

三つ目の変更点が、第3の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他、農用地の利用関係の改善に関する事項というところで、担い手への効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用集積率目標ですが、25年度は13.4%でしたが、27年度で12.3%ということで、こちらは農用地利用集積率の調査方法が変更になり現在値を修正している形になっております。

四つ目の変更点は農地法等に改正に伴う名称変更ということで、農業生産法人を農地所有的確法人、岐阜県農業会議を一般社団法人岐阜県農業会議ということで文章中の変更をさせてもらっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、産業振興課から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。大澤委員、どうぞ。

大澤委員 参考のために。個別経営体というのがありまして、このようにやると農業でも食べていけますよと指標をだしてみえますが、ひとつのかたちとしては、稲は4ha、夏秋なすは3,000㎡、非主食用稲が2ha、受託が5ha、これを個別経営体でやるとだいたいいいですよということですが、たとえば、息子さんがいて、奥さんがいて、お父さん、お母さんがお手伝いをしてやると、これくらいやらないといけないという指標ですよ。こんなに沢山個人でやれるわけがない。これだけの土地をやろうとすると、借りてやらなければならないのですが、市のほうで一箇所にとめていただけるのですか。

事務局 非現実的な面積であることは、承知してはしまして、県の農業普及員とも相談をしましたが、実際のところはこれくらいの面積がないと農業所得が十分確保できないということなんです。農地集積の話もありましたが、十分な支援はできませんが、中間管理事業とか活用していただき、農地の集積を協力できる範囲で進めて行きたいとは考えております。

大澤委員 私もこれくらいはやらないといけないというのは分かりますが、本当にこれだけやろうとすると、大変ですよ。だから、それだけ今、農業に魅力がないということで、本当に大変というように理解をしています。農業がなくなっちゃいけないのでがんばってください。

議長 ご苦労さまです。
その他、ご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6、議案第47号、「農業経営基盤強化促進基本構想の策定における協議について」は、意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成28年第8回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労さまでございました。

